

## 令和7年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当保育園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 若夏福祉会             |
| 代表者氏名  | 理事長 大城 昇                 |
| 所在地    | 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1667 番地 9 |
| 電話番号   | 098-882-7800             |

### 2. 利用施設

|           |                                  |    |      |
|-----------|----------------------------------|----|------|
| 施設の名称     | 若夏保育園                            |    |      |
| 所在地       | 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 1667 番地 9         |    |      |
| 電話番号      | 098-882-7800                     |    |      |
| 管理者名      | 園長 武藤 容子                         |    |      |
| 特別保育の実施状況 | 発達支援児保育、延長保育、子育て広場、一時保育（自主事業）    |    |      |
| 職員研修      | 保育の技術向上のため全職員が研修参加し、全職員で共有しています。 |    |      |
| 利用定員（年齢別） | 0歳児                              | 3号 | 24名  |
|           | 1歳児                              | 3号 | 24名  |
|           | 2歳児                              | 3号 | 24名  |
|           | 3歳児                              | 2号 | 24名  |
|           | 4歳児以上                            | 2号 | 24名  |
|           | 計                                |    | 120名 |
| 認可年月日     | 昭和51年3月31日                       |    |      |
| 事業所番号     | 47-350-51-00010-4                |    |      |

### 3. 施設の目的・運営方針

|       |                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 1. 南風原町の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を保育する。<br>2. 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて保育を必要とするその他の児童を保育することができる。 |
| 理念    | 子どもが今をいきいき生活できるよう、あたたかい雰囲気の中、子どもの生命を守り、心身の健康、豊かな人間性を育てる                                              |

### 4. 施設・設備等の概要

|       |                                        |                         |           |     |
|-------|----------------------------------------|-------------------------|-----------|-----|
| 敷地    | 全体                                     | 1,426.15 m <sup>2</sup> |           |     |
|       | 園庭                                     | 648.2 m <sup>2</sup>    |           |     |
| 建物    | 構造                                     | RC 構造                   |           |     |
|       | 延べ面積                                   | 835.68 m <sup>2</sup>   |           |     |
| 施設の内容 | 乳児室                                    | 2 室                     | 保育室       | 3 室 |
|       | ほふく室                                   | 1 室                     | 遊戯室       | 1 室 |
|       | 調理室                                    | 1 室                     | 幼児用トイレ    | 5 室 |
|       | 調乳室                                    | 1 室                     | 事務室 (医務室) | 1 室 |
| 設備の種類 | 冷暖房、給食等運搬用リフト、身障者トイレ(1 室)、調理室用トイレ(1 室) |                         |           |     |
| その他   | 屋外遊戯場 648.2 m <sup>2</sup>             |                         |           |     |

## 5. 職員体制 令和7年4月1日現在

| 職 名     | 人 数 | 常勤  | 非常勤 | 職 務 内 容                                                                |
|---------|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 園長      | 1人  | 1名  | 0名  | 保育園の運営、子どもや職員に最適な環境提供、安全管理、施設整備、行政とのやりとり等                              |
| 副園長     | 1人  | 1名  | 0名  | 運営を円滑に進めるサポート、書類の作成・管理など                                               |
| 主任保育士   | 1人  | 1名  | 0名  | 保育業務の管理等、子育て支援、安全や衛生管理、保育士サポートなど                                       |
| 保育士     | 20人 | 19名 | 1名  | 乳幼児の生活全般のお世話。子ども一人ひとりの成長個性を大切にし、心身の発達を促し社会性を養う。保護者支援、遊びや活動の企画実施、健康管理など |
| 子育て支援員  | 2人  | 1名  | 1名  | 子どもの安全な活動補助、環境整備など保育士のサポート                                             |
| 保育補助    | 2人  | 0名  | 2名  | 子どもの安全な活動補助、環境整備など保育士のサポート                                             |
| 調理員     | 5人  | 2名  | 3名  | 栄養士献立をもとに昼食、離乳食、おやつ、アレルギー対応食の調理。食の衛生管理など                               |
| 事務員・用務員 | 2人  | 0名  | 2名  | 事務・用務業務、環境整備など                                                         |
| 看護師     | 1人  | 0名  | 1名  | 子ども等の健康管理、園全体の健康、管理を守る。乳幼児保育のサポートなど                                    |

## 6. 保育を提供する日

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 開 園 日   | 月曜日から土曜日                    |
| 開 園 時 間 | 午前7時から午後7時（土曜日は午後6時）        |
| 休 園 日   | 日曜日、祝祭日、沖縄慰霊の日、12月29日から1月3日 |

\* 警報発令時の対応について

別紙（入園の心得 参照）

\* 感染症流行時の対応について

別紙（入園の心得 参照）

## 7. 保育を提供する時間

保育をする時間は、次のとおりとします。

|          |        |                                       |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 保育標準時間認定 | 保育時間   | 午前7時から午後6時                            |
|          | 延長保育時間 | 午後6時から午後7時（土曜日は除く）                    |
| 保育短時間認定  | 保育時間   | 午前8時から午後4時または午前9時から午後5時（8時間利用）        |
|          | 延長保育時間 | 午前7時から午前8時（9時）、午後4時（5時）から午後7時（土曜日は除く） |

\* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。（別表1 参照）

## 8. 提供する保育等の内容

当保育園は、保育所保育指針（平成30年度改正施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### （2）発達支援児保育

心身に障がいがある、または発育発達に遅れがある子どもの保育を行っています。

通常保育よりも保育士等の数を増やして、より手をかけた保育を行うことで、子どもの発達を促し、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

### (3) 一時保育（自主事業）

- ・緊急的保育：保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童（月15日を限度）
- ・私的理由による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童（週1日程度）

### (4) 子育て広場（月曜日～金曜日：午前9:30～午前11:00）・子育て相談

地域の親子の皆さんやどなたでも親子いっしょにご利用できます。気軽にご利用下さい。  
お互いの子育て情報交換、交流等深めましょう。子育ての楽しさ、不安や悩みなどの相談できます。

## 9. 食事の提供方法等について

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・行事等に併せて「お弁当の持参」をお願いする日があります。  
(0歳児、1歳児クラスはありません。2歳児クラスから毎月1回程度)
- ・献立は毎月献立表でお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 朝のおやつ   | 昼食                 | 午後間食              | 備考                                                 |
|-----|---------|--------------------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 0歳児 | 午前7時40分 | 午前10時30分頃<br>(離乳食) | 午後2時30分頃<br>(離乳食) | 1歳頃、それぞれの成長にあわせて幼児食へ移行する<br>朝のおやつは8時30分までに登園した子のみ。 |
| 1歳児 | 午前7時40分 | 午前11時頃             | 午後3時頃             |                                                    |
| 2歳児 | 午前7時40分 | 午前11時頃             | 午後3時頃             |                                                    |
| 3歳児 | 午前7時40分 | 午前11時30分頃          | 午後3時頃             |                                                    |
| 4歳児 | 午前7時40分 | 午前11時30分頃          | 午後3時頃             |                                                    |

### (3) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめ面談等でご連絡いただき、クラス担任等にご相談ください。

その際は、「医師による診断書」及び「申立書」の提出が必要で、除去食及び代替食にて対応しています。また、アレルギー対応解除の際も「申出書」(医師診断必要)が必要となります。

また、入園後、重度の食物アレルギー対応児になり保育が難しくなった場合は当園での保育をお断りする場合がございます。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

### (4) その他衛生管理等

特定給食施設届出を南部保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

南風原町(広域入所児はその居住する市町村)が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月 10 日）。  
ただし、納付書による納入も可能です。

**(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）**

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については別途お知らせします。

**11. 利用の開始について**

南風原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

**12. 利用の終了について**

以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 乳幼児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 利用料を支払わない場合、その他入園を継続させることが適当でないとき
- (3) その他、乳幼児の居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき

**13. 嘱託医**

当保育園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

**(1) 内科**

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 医療機関の名称   | わんぱくクリニック                         |
| 医院長名又は医師名 | 呉屋 良信                             |
| 所在地       | 南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 2 階 |
| 電話        | 098-888-1234                      |

**(2) 歯科**

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 医療機関の名称   | おおはし歯科医院              |
| 医院長名又は医師名 | 金城 朝和                 |
| 所在地       | 那覇市古波蔵 3-8-5 英数ビル 2 階 |
| 電話        | 098-834-1891          |

**14. 緊急時の対応方法**

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

**15. 非常災害時の対策**

|        |                                                                                                      |        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。                                                                                |        |
| 避難訓練   | ① 火災を想定した避難訓練を月 1 回実施。③ 防犯訓練を月 1 回実施。<br>② 地震を想定した避難訓練を月 1 回実施。④ 津波訓練を年 1～3 回実施。<br>⑤ 消火訓練を年に 2 回実施。 |        |
| 防災設備   | 自動火災報知機                                                                                              | 誘導灯    |
|        | ガス漏れ報知器                                                                                              | 非常警報装置 |
| 避難場所   | 第 1 避難場所：運動場                      ・                      第 2 避難場所：駐車場                                |        |

#### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

入園する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

#### 17. 賠償責任保険の加入

当保育園は以下の保険に加入しています。

|       |                    |                           |
|-------|--------------------|---------------------------|
| 保険会社  | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 損保保険ジャパン日本興亜(株)・(福)日本保育協会 |
| 保険の種類 | スポーツ災害共済           | 保育園賠償責任                   |
| 保険金額  | 200 円 (一人あたり)      | 340 円(一人あたり)              |

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

|       |                                     |                     |
|-------|-------------------------------------|---------------------|
| 受付担当者 | 副園長 金城珠美 ・ 主任保育士 我如古春枝              |                     |
| 受付責任者 | 園長 武藤容子                             |                     |
| 利用時間  | 午前 10 時～午後 5 時                      |                     |
| 連絡先   | 電話 098-882-7800<br>FAX 098-889-4379 |                     |
| 第三者委員 | 赤嶺 初枝<br>民生委員、児童委員                  | 神里 長善<br>元民生委員、児童委員 |
| 受付方法  | 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。          |                     |

#### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当保育園では個人情報保護に関する基本方針として、保育所保育指針第6章1項(6)プライバシーの保護及び秘密保持の内容を掲げています。児童福祉法第18条の22で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」と厳しく定め、第61条の2で違反した場合の罰則も定めている。

私たち保育士は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについては常に慎重にするよう意識しています。なお、児童虐待を発見した場合には、こども課、児童相談所に通告しなければならない義務があり、個人情報保護に優先します。

## 別 表

### 1. 延長保育に係る利用者負担

短時間認定の方が、利用時間（8時間）を超えて利用する場合、また従来どおり午後6時～午後7時（土曜日は除く）の利用の場合、「延長保育」となり、別途「延長保育料」が発生します。

※生活保護世帯及び非課税世帯（第1階層・第2階層）は、延長保育料の徴収はありません。

#### ① 11時間の開所時間を超える延長保育（※従前どおり）

延長利用1時間あたり 300円（1カ月の上限額 3,000円）

#### ② 11時間の開所時間内における延長保育（保育短時間の基本利用時間（8時間）を超えての延長保育）

延長利用1時間あたり 300円（1カ月の上限額 6,000円）

### 2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項 目                        | 内容、負担を求める理由及び目的                               | 金 額                     |
|----------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------|
| 体育着代<br>(2歳児クラス以上)         | 体育指導の時に毎週、着用。のびのび体を動かし安全に行うため。                | 上着 2,400円<br>ズボン 2,000円 |
| クラス帽子 (UVカット付)<br>(全クラス必要) | クラスを見分けたり、日射し等からの保護。<br>入園時購入後、卒園まで同色なので使用可能。 | 900円                    |

※ 保育に必要な物が生じた場合は、保護者と話し合いのもとご負担いただく場合があります。ご了承ください。

※ 制度改正等に変更する場合はご了承ください。その都度、ご説明致します。

### 3. 給食費の利用者負担金（保育料無償化に伴い 3歳児、4歳児クラスのみ）

幼児保育の保育料無償化に伴い、給食費の直接徴収となりました。

現在の給食材料費用及び今後の消費税増税等費用増加分も勘案して給食費は園児一人当たり  
月額 6,600円（内訳 主食費：1,800円・副食費：4,800円）となります。

※ 「副食費（4,800円）の免除対象者」は、南風原町より通知があります。

※ 今後の経済動向や物価変動等により、給食費の増額もありえます。

※ 給食費は 月額 6,600円を 毎月10日までに請求いたします。

・ 通常、園を休む場合、給食費の減免はないものとします。